

第24回松本市新型コロナウイルス感染症対策本部会議 次第

日時 令和3年8月30日（月）

午前10時10分から

場所 大会議室

1 開会

2 本部長あいさつ

3 協議・報告事項

(1) 9月3日から12日までの対応方針（案）について

(2) 各部局からの報告

4 その他

5 閉会

9月3日から12日までの対応方針について

県が9月3日から12日までを「命と暮らしを救う集中対策期間」として対策を強化したことを踏まえ、9月3日から12日までの市の対応方針を次のとりとするものです。

1 これまでの取り組み

- (1) 8月11日開催の対策本部会議において、市有施設の貸館業務については、感染防止対策を講じても感染リスクが高いものは中止又は延期とする方針としました。
- (2) 8月19日付で、市教育委員会から市立小中学校に対して、文部科学省の示した方針を踏まえ、活動内容を工夫しながら、可能な限り学校教育活動を継続するため、改めて基本的な感染対策を徹底しながら2学期を開始することを依頼しました。
- (3) 8月20日付で、公民館及び福祉ひろばにおいて3密になる又は飛沫感染のリスクが高い（飲食・大声を出す）活動等の自粛の検討について、ホームページ等で周知し、利用者に協力をお願いしています。
- (4) 同日付で、体育施設については、利用者に必要な水分補給以外の飲食の禁止や、大声を発してのプレーの禁止などの遵守をお願いしています。
- (5) 市教育委員会は、市立小中学校の対応として、8月26日から9月7日まで、小学校での課外活動、中学校での部活動を中止としました。また、小学校では休み時間を中心に時間短縮を図り、在校時間を圧縮するとともに、休み時間を各学年、各学級でずらして、子どもの動きが重ならないよう工夫しています。
- (6) 同期間中は、放課後児童健全育成事業において、可能な範囲での利用自粛をお願いするとともに、事業者の要請に応じて学校施設の貸与に協力することとしています。

2 県の取り組み及び市の対応方針

長野県は、新型コロナウイルスの感染リスクが極めて高くなっていることから、8月20日に医療非常事態を宣言し、全県に対して感染警戒レベル5「新型コロナウイルス特別警報Ⅱ」を発出しました。（別紙1のとおり）

更に、感染拡大を徹底的に食い止める観点から、全県の「特別警報Ⅱ」を9月12日まで延長し、特に9月3日から12日までを「命と暮らしを救う集中対策期間」として、対策を強化しました。

実施する対策は別紙2のとおりですが、市としても県の取り組みに協力し、対応することとします。

3 市有施設の対応

県は集中対策期間中、県有施設を原則として休止する方針であることから、市では、同期間中、人流を抑制し、施設での滞留を極力抑えるため、観光客など不特定多数が集まる市有施設を中心に、休館、休止又は時間短縮等の対応を行います。

市民など利用者が特定される施設については、感染防止対策を徹底した上で開館とします。

(1) 休館・休止とする施設

ア 松本城

イ アカデミア館

ウ 博物館（松本民芸館、はかり資料館、時計博物館など）

エ キャンプ場（いがやレクリエーションランド、奈川高ソメキャンプ場、野麦峠オートキャンプ場、美鈴湖もりの国、三城いこいの広場オートキャンプ場など）

(2) 時間短縮、利用人数制限により対応する施設

ア 日帰り入浴施設（白骨温泉公共野天風呂、乗鞍高原湯けむり館、奈川ウッディ・もつく、ホットプラザ浅間、白糸の湯、竜島温泉せせらぎの湯など）

イ 道の駅など（今井恵みの里、風穴の里、グレンパークさわんどなど）

(3) (1)及び(2)以外の施設

感染防止対策を徹底した上で開館とします。ただし、合唱などの大声を発するもの、吹奏楽、人と密着するダンスなどの活動及び飲食を伴うもの（食堂や飲食コーナーなどで感染症対策がとれている場所での飲食を除く）は自粛を要請します。

4 イベントの対応

県は、「集中対策期間」中、イベントを中止・延期するよう、県民・事業者に強く呼びかけることから、同期間中は原則として、市主催事業は中止とします。

また、市内でイベントを開催する事業者には中止・延期を呼びかけることとします。

ただし、日程変更できないものは、感染防止対策を徹底した上で実施することをお願いすることとします。

全県の感染警戒レベルを5に引き上げ 「新型コロナウイルス特別警報Ⅱ」を発出します

令和3年8月20日
新型コロナウイルス感染症長野県対策本部

1 趣旨

感染力が強いデルタ株と闘うため、全県の感染警戒レベルを5に引き上げ、9月2日までを期限として、「新型コロナウイルス特別警報Ⅱ」を発出します。県としては、医療関係者や市町村等のご協力のもと、療養・検査体制の強化とワクチン接種の加速化に全力を尽くします。

県民の皆様には、自らが感染しないよう、そして周囲の方を感染させないよう、感染リスクを最小化するための最善の行動をとっていただくようお願いします。

2 県としての対策

県として次の対策を実施します。県内にお住まいの方、訪問される方、事業者、市町村等の皆様は、県の対策にご協力ください。

(1) 療養体制の強化

490床ある確保病床のさらなる拡充と、緊急的な受入病床（全県で約80床）の確保を医療機関に要請するとともに、軽症者等を受け入れるための6箇所目の宿泊療養施設の開設に着手します。

また、ネーザルハイフロー等を活用した酸素療法や抗体カクテル療法を積極的に実施し、重症化予防を図るとともに、さらなる感染の拡大時においても適切な療養体制を維持するための療養体制の強化等について関係団体と連携して検討を進めます。

(2) 検査体制の強化

診療・検査医療機関や学校、福祉施設に対し、抗原簡易キットを活用した陽性者の早期発見についての協力を要請するとともに、抗原簡易キットの活用による市町村の感染拡大防止の取組に対する支援や感染拡大地域との往来がある方等を対象にしたPCR検査など、陽性者早期発見の推進について検討します。

また、保健師等の増員や地域振興局等の応援による保健所体制の強化を行い、迅速丁寧な調査を実施します。

(3) ワクチン接種の加速化

市町村接種への補完・支援を更に進めるため、県接種会場での接種対象等の拡大の検討及び、若年層・壮年層に対するワクチン接種が進むよう広報をはじめ、具体的な取組を行っていきます。

また、ワクチンを最大限有効に活用するため、ワクチン供給について必要に応じてきめ細かな調整を行います。

さらに、職域接種の実施にあたり医療従事者の派遣支援を行うとともに、アストラゼネカ社のワクチン接種について希望する者に積極的に活用するよう準備を進めます。

(4) 影響を受ける県民・事業者への支援

長期化するコロナ禍の影響により、生活が困難な状況にある方を支援するため、フードドライブ等の実施による食糧支援を行います。

売上げが大きく減少している中小企業者等を支援するため、国の月次支援金を受給していない事業者に対する新型コロナ中小企業者等特別応援金を拡充するとともに、金融機関に対し、時短要請に伴う協力金、クーポン券やその他の補助金・支援金の支給までの間に飲食店等が必要とする資金のつなぎ融資の実施を依頼します。

また、地域経済を活性化するために市町村が行う事業者支援の取組に対し交付金を支出します。

(5) 行動変容を呼びかけるための広報の徹底

デルタ株に感染しない・させないための行動変容を促すため、「新型コロナ『デルタ株』と闘う県民共同宣言」発出団体や市町村と連携した情報発信に取り組みます。併せて、様々な広報媒体や SNS を活用し、呼びかけを行います。

(6) 信州 Go To Eat キャンペーン食事券の販売停止等

信州 Go To Eat キャンペーン食事券の販売を一時停止するとともに、既に販売した食事券を利用する際は、店内利用の場合には同居家族での利用を推奨します。

(7) 県立学校における取組

県立学校では、夏季休業終了後から 8 月 29 日までの期間、以下の対策をとることとします。

- ・ 各校の状況に応じて、対面授業とオンライン授業や自宅での課題学習を併用しながら、生徒同士の接触機会を低減します。(特別支援学校を除く。)
- ・ 体験入学、学校見学、外部との交流授業などの学校行事については、原則実施しないこととします。
- ・ 部活動は、原則実施しないこととします。

ただし、公式大会出場予定者等は、傷害・事故防止、技能の維持の観点から最小限の活動は認めます。

(8) 公共施設の休止等の検討

県の公共施設について、感染対策の徹底や休止等の措置を検討するとともに、市町村に対しても同様の検討を行うよう協力を要請します。

(9) 県機関における取組

新型コロナウイルス対策業務など、県民の生命・財産を守る業務を最優先に組織体制を整えます。また、在宅勤務・テレワークや勤務時間の割振り等により、執務室内での従事職員数を概ね 5 割削減します。

(10) 国に対する要請

生活や産業に対する手厚い支援を行うとともに、現下の感染爆発に対して実効性のある強力な措置を講じるよう国に要請します。併せて、都道府県を跨いだ広域的な人の移動の抑制や、陽性が確認された者の行動管理など、感染拡大を防止するための法改正の検討を国に要請します。

(11) 県民・事業者の皆様等に対する協力要請

県民・事業者の皆様、本県に滞在中の皆様は、県からの要請にご協力をお願いします。

「新型コロナウイルス特別警報Ⅱ」の全県発出に伴うお願い

以下についてご協力をお願いします。

下線部分は今回追加で協力をお願いする項目又は要請内容を強化する項目です。

1 県民、来訪者・旅行者の皆様への協力依頼

- ① 人との接触機会をできるだけ減らすようお願いします (特措法第24条第9項)
(人と会う時は、距離をとり短時間で。普段会わない方と会う場合は特にご注意を。)
 - ・ 極力ご自宅に近いところで生活を行ってください
 - ・ 可能なら電話やオンラインで済ませてください
 - ・ 混雑する場所、換気の悪い場所は極力避けてください
- ② 出張や旅行、帰省などで県境をまたぐ移動は極力中止又は延期するようお願いします。別荘等での二地域居住者の皆様も、この時期の県を越えての移動は控えるようお願いします
(特措法第24条第9項)
- ③ 職場や学校などを除き、会合は控えていただき、会合が必要な場合でも少人数(極力4人以内)・短時間としてください
- ④ ご自宅等も含め、会食の際には次のことをお願いします (特措法第24条第9項)
 - ・ 同窓会や親族の集まりなど、普段会わない方との会食は控えてください
 - ・ 同居のご家族以外で行う飲酒を伴う5人以上の会食については、感染対策の徹底が困難な場合には実施を控えてください
 - ・ できるだけ黙食とし、会話をする際にはマスクを着用してください
 - ・ 「信州の安心なお店」認証店の利用を推奨します
- ⑤ 酒類の提供を行う飲食店に限らず、感染拡大予防ガイドラインを遵守していない等、感染防止対策が不十分な店舗や施設の利用を控えるよう協力をお願いします (特措法第24条第9項)
- ⑥ 20時以降に酒類を提供する飲食店等を利用する場合は、長野県が認証している「信州の安心なお店」を選択し、1グループは同居家族又は4人以内、利用する時間は2時間以内とするともに、感染対策を徹底するようお願いします
- ⑦ 飲食を主として業としている店舗(スナック、カラオケ喫茶等)におけるカラオケ設備の利用を自粛するようお願いします
- ⑧ 発熱等の症状がある場合は、外出を控え、直ちにかかりつけ医等に相談するようお願いします
- ⑨ 出張等での来訪者、旅行者の方、二地域居住者の方は、上記①、③、④及び「信州版 新たな旅のすゝめ」を守るようお願いします(特措法第24条第9項)。また、⑤～⑦についてもご協力をお願いします

2 事業者の皆様等への協力依頼

【利用者、お客様に対する感染防止策】

- ① 商業施設・観光施設など不特定多数の方を受け入れる施設に限らず、店舗や施設の管理者におかれては、感染防止対策を徹底していただくとともに、状況に応じ入場制限等を実施してください (特措法第24条第9項)

- ・人と人との距離を概ね2メートル程度確保するための入場制限等
- ・施設内での物理的距離の確保
- ・十分な換気
- ・客が手を触れられる箇所の定期的な消毒
- ・客の健康状態の聞き取り、入口での検温

- ② 飲食を主として業としている店舗（スナック、カラオケ喫茶等）においては、カラオケ設備の利用提供を控えるようお願いします

- ③ 観光関係者は地域で連携して感染防止対策に取り組んでください

【イベント開催に対する感染防止対策】

- ④ イベント主催者の皆様におかれては、以下の点について協力をお願いします

(特措法第24条第9項)

- ・できるだけ延期や中止を検討してください

- ・屋内のイベント※を開催する場合は、参加人数について以下のいずれか小さい方を上限としてください

◆大声での歓声、声援等がないことを前提としうるもの ⇒ 収容率100%以内または5,000人

◆大声での歓声、声援等が想定されるもの ⇒ 収容率50%以内または5,000人

※ 上記の参加人数の上限を上回る屋内イベントで R3.8.23 までに販売されたチケットはキャンセル不要としますが、R3.8.24 以降は当該イベントのチケット販売は停止してください。
(R3.8.20~23 は周知期間とします。)

- ・イベント会場においては屋内、屋外を問わず飲食は禁止とするようお願いします

- ・イベント参加者に対しては、会場での声援等は控えること、休憩時間中の会話をできるだけ控えること、また、イベントの前後においてはイベント会場以外の場所に立ち寄らないことの呼びかけをお願いします

- ・県境をまたぐ移動や体調不良等の理由により、参加をためらわれている方に対する支援策の検討をお願いします

【従業員に対する感染防止対策】

- ⑤ 在宅勤務・テレワークの推進をお願いします

- ⑥ 職場の感染対策を改めて点検・徹底してください

- ・労働局が作成した「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」で点検してください。

- ⑦ 感染リスクが高い場所（食堂、寮など）での行動等について、従業員への注意喚起をお願いします

※ この他、次の地域においては酒類を伴う飲食店等に対する営業時間短縮等の要請を行っています。

○佐久圏域 : 小諸市、佐久市、軽井沢町、御代田町、立科町

○上田圏域 : 上田市、東御市、青木村、長和町（圏域内全域）

○諏訪圏域 : 岡谷市、諏訪市、茅野市、下諏訪町、富士見町、原村（圏域内全域）

○南信州圏域 : 飯田市

○松本圏域 : 松本市、塩尻市、安曇野市

○長野圏域 : 長野市、須坂市、千曲市、坂城町、小布施町、高山村

○北信圏域 : 中野市、山ノ内町

3 学校設置者等の皆様への協力依頼

① 市町村立及び私立の学校設置者の皆様には、県立学校の対応も参考に、感染拡大防止のための措置の検討をお願いします

② 保育所等については、感染防止対策を講じてもなお感染リスクが高い活動や、安全な実施が困難であると考えられる行事等の中止や延期を市町村等に対して依頼します

（参考：夏季休業終了後から8月29日までの期間における県立学校での対応）

- ・各校の状況に応じて、対面授業とオンライン授業や自宅での課題学習を併用しながら、生徒同士の接触機会を低減します（特別支援学校を除く）
- ・体験入学、学校見学、外部との交流授業などの学校行事については原則実施しないこととします
- ・部活動は、原則実施しないこととします

ただし、公式大会出場予定者等は、傷害・事故防止、技能の維持の観点から最小限の活動は認めます

「命と暮らしを救う集中対策期間」における対策の強化

令和3年8月30日

新型コロナウイルス感染症長野県対策本部

I 趣旨

全県の1週間当たり新規陽性者数はここ数日減少の兆しを見せていますが、感染力の強さや重症化しやすさが指摘されているデルタ株が広がる中で、確保病床使用率は50%前後で高止まっており、予断を許さない状況が続いています。全国的な感染状況も一時期の爆発的な新規陽性者の増加には歯止めがかかりつつあるものの、重症者数は連日過去最多を更新するなど極めて深刻な状況が続いています。

そのため、新型コロナウイルスの感染拡大を徹底的に食い止める観点から、全県の「特別警報Ⅱ」を延長して9月12日までとするとともに、**9月3日から12日までを「命と暮らしを救う集中対策期間」として対策を強化**します。

なお、県内の最近の感染事例（県外往来、学校・部活（スポーツ）、会食、職場・家庭等）を踏まえ、一部の事業者に過度に負担をかけるのではなく、社会全体で少しずつ負担を分かち合い、県民の皆様の力を広く結集して危機を乗り越えていくことを基本理念とします。

II 実施する対策

1 県民の皆様へのお願いの強化

期間中は、特に次の事項を要請します。

（1）人と会う機会を普段の半分以下とするよう強く要請します

- ・ 大人数の集まりや人混みを避け、様々な集まりは中止又は延期を
- ・ 買い物は回数を減らし、少人数ですいている時間に
- ・ 職場では在宅勤務やテレワークの活用のほか、休暇取得の奨励を

（2）自宅等も含め、普段会わない人との会食等は行わないよう強く要請します

- ・ 茶飲み話や普段会わない方との会食は控えて
- ・ 同居のご家族以外で行う飲酒を伴う5人以上の会食については、感染対策の徹底が困難な場合には実施を控えて

（3）県境をまたいだ移動は取りやめるよう強く要請します

- ・ 33都道府県に緊急事態措置やまん延防止等重点措置が適用されている全国の厳しい感染拡大状況に鑑み、旅行や帰省、出張など、期間中の県境をまたいだ移動は取りやめを
- ・ 通院や通学で移動が必要な方は、人混みを避けるなど感染防止対策の徹底を。また、通勤が必要な方は、テレワーク活用の検討を

（4）会話の際はマスクを着用し、室内・車内の換気を徹底するよう強く要請します

- ・ 会話の際は、鼻まで覆った隙間ないマスク着用の徹底を
- ・ マスクをしていても、人との距離は最低1メートルの確保を
- ・ 屋内では30分に一回以上、数分間程度窓を全開にするなど十分な換気を

(5) 体調が悪い時にはすぐに医療機関に相談するよう強く要請します

- ・ 体調に異変を感じた場合（発熱やせき、のどの違和感や鼻水、だるさ、味覚・嗅覚の異常など）は、外出せず、速やかに医療機関に相談を

2 公共施設の休止等

博物館、美術館、文化ホール、運動施設など県が管理する多くの人が集まる施設について、期間中は別表のとおり原則として休止とします。

3 イベントの中止又は延期の要請強化

イベントについては、すでにまん延防止等重点措置と同等の厳しい開催基準で対応していますが、期間中は次の取組を実施します。

(1) イベントの中止又は延期を強く呼びかけます

大勢の人が集まる機会を減らす観点から、県民・事業者の皆様に、この時期のイベントはできるだけ中止又は延期するよう強く呼びかけます。

(2) イベントの中止又は延期に伴う費用を支援します

一定の要件に該当するイベントについて、開催の中止又は延期に伴う費用を支援します。

4 旅行者への対応

緊急事態宣言の発出により多くの都道府県から県境をまたぐ移動の自粛が要請されているため、観光関連事業者に対し、期間中の積極的な誘客を控えるよう要請します。

また、宿泊予約を延期した旅行者に対して、次回宿泊時に割引を実施します。

5 スポーツ活動における対策の徹底

スポーツ活動での感染事例が確認されていることから、期間中のスポーツ大会等については、できるだけ延期や中止を検討いただくとともに、原則、練習等を控えていただくよう、公益財団法人長野県スポーツ協会を通じて、加盟団体へ周知します。

6 学校・保育所等における対策の徹底

子ども若者の感染事例が増加していることから、期間中は次の取組を実施します。

(1) 県立学校における取組

- ・ 各校の状況に応じて、対面授業とオンライン授業や自宅での課題学習を併用しながら、生徒同士の接触機会を低減します（特別支援学校を除く）。
- ・ 体験入学、学校見学、外部との交流授業などの学校行事については、原則実施しないこととします。
- ・ 部活動は、原則実施しないこととします。

ただし、公式大会出場予定者等は、傷害・事故防止、技能の維持の観点から最小限の活動は認めます。

なお、従来どおり、新型コロナウイルス感染症対策のためやむを得ず登校できない場

合にあつては、登校できなかった日数を「欠席日数」としては扱いません。

(2) 県立以外の学校における対策の徹底

市町村立及び私立の学校設置者の皆様には、県立学校の対応も参考に、感染拡大防止のための措置の検討をお願いします。

(3) 大学等における対策の徹底

大学等に対し、できるだけオンライン授業を活用するとともに、課外活動や会食等における感染防止対策について一層の注意喚起を行うよう依頼します。

(4) 保育所等における対策の徹底

リスクが高い活動や安全な実施が困難であると考えられる行事等の中止や延期、職員及び保護者への注意喚起など、より一層の感染防止対策の徹底を市町村等に対して依頼します。

7 職場や家庭等における対策の徹底

職場や家庭等においても次の対策を行うよう協力を要請します。

(1) 職場における対策の徹底

労働局作成の「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」や日本産業衛生学会作成の「職場における新型コロナウイルス感染症対策のための業種・業態別マニュアル」を参考に、職場の感染防止対策を改めて点検・徹底するよう要請します。

(2) 家庭における対策の徹底等

陽性者の早期発見を図るため、市町村と連携し、抗原簡易キットを妊婦の方など希望する方に配布して自主検査を促します。

また、家の中で過ごす際は、定期的に室内を換気するなど、基本的な感染対策を徹底するよう要請します。

(3) 各種会合等の中止又は延期、オンライン化

普段会わない人との接触機会を減らすため、職場や地域における各種会議・会合等は、この時期はできるだけ中止又延期とすること、また、実施する必要がある場合はオンライン化を検討することを要請します。

(4) 県における率先実行

県機関においては、在宅勤務・テレワークや勤務時間の割振り等により、執務室内での従事職員数を概ね5割削減するほか、各種会合の中止・延期、会議のオンライン化等により人と接触する機会を削減します。

8 デルタ株と闘う県民共同宣言に基づく活動の拡大と浸透

(1) 「共同宣言」の周知と賛同団体等の拡大

宣言発出者と連携し、各組織のネットワークを活用して広く宣言の周知を行い、企業や団体からの賛同を募ります。

（２）デルタ株に対する正しい知識、感染防止対策に関する情報の共有

賛同いただいた企業や団体に対し、デルタ株の特性や感染状況等の情報、感染拡大期に実施すべき対策などを掲載した啓発ツールを提供し、一人ひとりの感染対策の強化を図ります。

９ 徹底した広報

（１）SNS 等を使った広報

デルタ株により若年層でも「感染しやすくなっていること」、「重症化割合が増えていること」など、10 代から 20 代の若者向けも含めた的確なメッセージを Twitter や LINE など発信し、感染対策の強化を促します。

（２）街頭での呼びかけ

市町村と連携し、駅周辺などの人が集まる場所において、自らが感染しないよう、そして周囲の方を感染させないよう、感染リスクを最小化するための最善の行動をとるよう呼びかけを行います。

10 市町村への協力依頼

市町村に対して、その所管する公共施設等の実情を踏まえ、２、３及び５に関する県の取組を参考にして、同様の対応を検討するよう依頼します。

「命と暮らしを救う集中対策期間」(9/3～12)中の県有施設の休止

種類	県有施設	例外的に開館する場合など
ホール・貸館	ホクト文化ホール	・館主催事業は中止 ・貸館による催物については、主催者に延期・中止を要請。実施の場合は、劇場・音楽堂等における感染拡大予防ガイドライン等に基づき、感染防止対策を徹底。
	伊那文化会館	
	キッセイ文化ホール	
	佐久創造館	
	飯田創造館	
	男女共同参画センター	
美術館 博物館 等	長野県立美術館	
	長野県立歴史館	
学習施設等	県立長野図書館	貸出のみ実施
	林業総合センター 森林学習展示館	
	戸隠森林植物園及び学習館	
	山岳総合センター	
	動物愛護センター	相談業務は電話・メール・オンラインにより対応
	少年自然の家(阿南・望月)	
観光・レジャー施設等	自然保護センター(美ヶ原、乗鞍、霧ヶ峰、志賀高原)	
	南信州広域公園 オートキャンプ場	
	松本平広域公園 バーベキューピット	
	大平県民の森	
運動施設等	県営総合射撃場	
	飯田運動公園 野球場	日程変更できない競技大会のみ感染対策を厳格に行った上で実施
	飯田運動公園 弓道場	
	松本平広域公園 体育館	
	松本平広域公園 やまびこドーム	
	松本平広域公園 総合球技場(サンプロアルウィン)	日程変更できない競技大会・催物のみ感染対策を厳格に行った上で実施
	松本平広域公園 陸上競技場	日程変更できない競技大会のみ感染対策を厳格に行った上で実施
	長野県立武道館	日程変更できない競技大会・催物のみ感染対策を厳格に行った上で実施
	長野運動公園野球場	日程変更できない競技大会のみ感染対策を厳格に行った上で実施
	県営上田野球場	日程変更できない競技大会のみ感染対策を厳格に行った上で実施
	戸倉野外趣味活動センター	
	白馬ジャンプ競技場	日程変更できない競技大会・催物のみ感染対策を厳格に行った上で実施
その他	ジョブカフェ信州	オンライン・電話・メールによる相談に切替え、やむを得ない場合のみ対面対応
	障がい者福祉センター	
	聴覚障がい者情報センター	

(別表の参考)

公共施設の休止及びイベントの中止・延期の検討にあたっての基本的な考え方

○ 県有施設における考え方

- ・ 庁舎、学校、医療施設、福祉施設、試験研究機関については、業務上の必要性、各機関において十分な感染対策を講じていること等を踏まえ、休止としない。
- ・ 県民が基本的な生活を営む上で必要と認められる施設については、必要最小限の範囲での利用とする。(例：図書館は貸出のみ)
- ・ 上記以外の施設の利用については、原則休止とする。
なお、既に予約済みの者に対する施設の利用（イベントの開催等）については、現下の感染拡大状況及び今般の「集中対策期間」の位置づけについて十分説明の上、中止又は延期を強く呼びかけるものとする。
- ・ やむを得ない理由（例：日程変更できない競技大会など）により中止又は延期できないイベントについては、十分な感染防止策が講じられると判断した場合に限り、例外的に使用を許可する。

○ 市町村の公共施設における対応

県有施設における考え方を参考に、各施設の実情等を踏まえ、次の感染拡大のリスクに関する事項を総合的に勘案の上、判断いただきますようお願いいたします。

- ・ 日常生活に必要なサービス（食料品販売、入浴など）を提供している施設か否か
- ・ 集まる人数
- ・ 広域的な人の移動を伴うか否か
- ・ 運動や会食等のマスクを外す場面が想定されるか否か
- ・ 密になりやすい環境か否か

(参考) 集中対策期間中の長野県の対策とまん延防止等重点措置との比較 (イメージ)

項目	長野県の対策	強弱	まん延防止等重点措置
外出	制限なし	<	不要不急の外出自粛
人との接触 機会	半減	=	半減
飲食店	酒類提供禁止せず	<	酒類提供終日禁止
	(感染拡大が顕著な地域に限り) 酒類提供店のみ 20 時までの時短 要請 (認証店は例外可)	<	20 時までの時短要請 (感染下降時 のみ認証店は例外可)
飲食店以外の 商業施設等	要請せず	<	20 時までの時短要請
イベント	できるだけ中止又は延期	>	5,000 人以下で、大声歓声あるもの は 50%以内、大声歓声ないものは 100%以内
学校での対策	・県立学校はできるだけオンライン活用、部活は原則中止 ・市町村立学校等へも同様の取組みの検討依頼 ・大学にもできるだけオンライン活用を依頼	=	部活動や課外活動における感染リスクの高い活動の制限又は自粛
県立公共施設	・原則休止 ・市町村にも同様の対応の検討依頼	>	民間施設への要請内容に準拠
県外からの旅行	宿泊延期割で延期の検討を依頼	>	—

デルタ株を収束させるためのお願い

(9月3日～12日)

感染力が強いデルタ株による新型コロナウイルスの感染拡大を徹底的に食い止めるため、9月3日から12日までを

「命と暮らしを救う集中対策期間」とします。

県内の最近の感染事例(県外往来、学校・部活(スポーツ)、会食、職場・家庭等)を踏まえ、一部の事業者に過度に負担をかけるのではなく、少しずつ負担を分かち合い、**県民の皆様**の力を広く結集して危機を乗り越えたいと考えております。

どうかご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

<期間中は、特に次の行動にご協力ください。>

- 1 大人数の集まりや人混みを避け、**人と会う機会を普段の半分以上に**。
- 2 自宅等も含め、**茶飲み話や普段会わない人との会食をしない**。
- 3 **県境をまたいだ移動(旅行、帰省、出張など)を取りやめる**。
- 4 会話の際は**マスクを着用し、室内・車内の換気を徹底**する。
- 5 体調が悪い時には、**すぐに医療機関に相談**する。
- 6 **ワクチンの接種について検討し、接種後も感染対策を徹底**する。

県外との往来等を行わなければならない方、ワクチン接種を受けられない方などもあります。

差別や誹謗中傷ではなく、「思いやり」と「支え合い」の心で、「ご自身と大切なご家族の命」を守り、「多くの方の命と暮らし」を救うための行動にご協力をお願いいたします。

令和3年8月30日 長野県知事 阿部 守一

なお、期間中は、長野県立美術館など県の公共施設は原則休止するとともに、市町村にも同様の対応の検討をお願いしています。ご不便をおかけしますが、何とぞご理解のほどお願い申し上げます。